

財政部 国家税務総局

増値税税率を調整することに関する通知

小規模納税人標準統一に関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2018年4月4日、財政部、国家税務総局は「増値税税率調整に関する通知」(財税[2018]32号、以下「32号通知」と「増値税小規模納税人標準統一に関する通知」(財税[2018]33号、以下「33号通知」)を公布しました。いずれも2018年5月1日より実施されます。

1. 政策の背景

近年、経済発展を財政面からサポートすべく、営業税から増値税に移行する改革、小型企業への所得税優遇など、税制サポート政策が打ち出されてきました。特に、増値税への移行改革により、過去5年間で2兆元程度(2018年1月の全国税政業務会議にて発表)の税負担軽減を実現したとされています。2018年3月28日に開催された国务院常务会议では、更なる税制改革に向けて、増値税改革の更なる深化に向けた措置を決定しました。内容は一部業種の増値税税率引下げ、増値税小規模納税人標準の統一、特定業種の未控除仕入税額の一括還付の3項目が含まれています。32号通知と33号通知では増値税率引下げと小規模納税人標準について規定されています。

2. 政策の内容

32号通知には、一部貨物・業種に対する増値税率の調整と、還付税率の調整について規定されています。32号通知のポイントは以下の通りです。

ポイント① 増値税税率の引き下げ

32号通知公布により、本件後の増値税率は16%、10%、6%の3段階となりました。

【図表1】増値税税率引き下げの内容

課税行為	適用税率	
	調整前	調整後
貨物、加工・修理整備の役務、有形動産のリースサービス販売、一般貨物 ¹ の輸入	17%	16%
交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産リースサービス販売、不動産販売、土地使用権譲渡、農産品などの貨物 ² の販売・輸入	11%	10%

¹ 一般貨物とは注釈2以外の貨物を指す

² 2017年11月19日改定「中華人民共和国増値税暫定条例」に規定・・・食糧などの農産品、食用植物油、食用塩、水道水、暖房ガス、冷房ガス、熱水、石炭ガス、LPガス、天然ガス、ジメチルエーテル、メタンガス、住民用石炭製品、出版物、新聞、雑誌、音像製品、電子出版物、飼料、化学肥料、農業機械、農薬、農業用膜、その他国务院より規定される貨物

ポイント② 農産品控除率の引き下げ

農産品関連の控除率にも変更が加えられています。

【図表2】農産品控除率引き下げの内容

課税行為	適用税率	
	調整前	調整後
農産品購入	11%	10%
税率16%の貨物を生産販売 あるいは委託加工を行うための農産品購入	13%	12%

ポイント③ 輸出還付税率の引き下げ

増値税税率の引き下げと同時に、輸出還付税率も調整されます。

【図表3】輸出還付税率引き下げの内容

課税行為	適用税率	
	調整前	調整後
貨物を輸出	税率17%、輸出還付税率17%	輸出還付税率16%
貨物輸出、クロスボーダー課税行為	税率11%、輸出還付税率11%	輸出還付税率10%

2018年7月31日以前の貨物輸出とクロスボーダー課税行為に対し、企業の種類によって異なる移行期間規定が適用されます。貨物の輸出は通関証明書に記載された輸出日を基準に、クロスボーダー課税行為は輸出インボイスの発行日を基準にします。

【図表4】移行期間中に執行される輸出還付税率

企業種類	執行される輸出還付税率
対外貿易企業	購入した時点で既に17%あるいは11%の税率で増値税徴収された場合、調整前の輸出還付税率で執行する
	購入した時点で既に16%あるいは10%の税率で増値税徴収された場合、調整後の輸出還付税率で執行する
生産企業	調整前の17%、あるいは11%の輸出還付税率で執行する

33号通知には、増値税小規模納税人標準の統一、一般納税人から小規模納税人への変更条件などが規定されています。33号通知のポイントは以下の通りです。

ポイント① 小規模納税人の年間課税売上高基準を統一

従来、工業企業、商業企業、増値税移行試行改革の対象企業に対する小規模納税人の基準は、それぞれ異なっていました。33号通知においてこれらの基準を統一しています。

【図表5】小規模納税人基準の調整

企業種類	調整前	調整後
工業企業	年間課税売上高≤50 万元	年間課税売上高≤500 万元に統一
商業企業	年間課税売上高≤80 万元	
増値税改革の 試行企業	年間課税売上高<500 万元	

ポイント② 一般納税人と登記済の企業と個人が、一定期間内に小規模納税人へ変更可能

33号通知が発表される前に一般納税人の基準に達した一般納税人と登記済の企業と個人は、2018年12月31日より前であれば、小規模納税人へ変更可能です。未控除の仕入税額は会計上、振替処理としなければなりません。

3. 企業への影響

32号通知の公布により、一部の増値税率が調整されています。税率引下げは企業の財務負担軽減につながります。32号通知は2018年5月1日より施行されるものの、新しい税率がどの時点から適用されるかは明確化されていません。増値税納税義務の発生時点であるならば、5月1日を含む当日から発生する課税行為に新しい税率が適用されることになります。納税義務の発生時点は販売代金の受領日、貨物の出荷日、前払金の受領日などのパターンが想定され、企業は業務内容によってどの税率が適用されるかを判断し、実務に反映していく必要があります。

33号通知では年間課税売上高が500万以下の増値税一般納税人は、小規模納税人に変更できることが規定されました。小規模納税人となることで税務管理コストの軽減が期待できますが、取引先のステータスが一般納税人の場合、取引相手が小規模納税人であることを理由に従来の仕入税額控除が行えなくなることから、取引の中止につながる可能性もあります。対象企業はメリットとリスクをよく理解し、慎重に判断しなければなりません。小規模納税人への変更を行う場合は、仕入税額控除の漏れがないよう留意する必要があります。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">关于调整增值税税率的通知 财税〔2018〕32号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅(局)、国家税务局、地方税务局, 新疆生产建设兵团财政局:</p> <p>为完善增值税制度, 现将调整增值税税率有关政策通知如下:</p> <p>一、纳税人发生增值税应税销售行为或者进口货物, 原适用17%和11%税率的, 税率分别调整为16%、10%。</p> <p>二、纳税人购进农产品, 原适用11%扣除率的, 扣除率调整为10%。</p> <p>三、纳税人购进用于生产销售或委托加工16%税率货物的农产品, 按照12%的扣除率计算进项税额。</p> <p>四、原适用17%税率且出口退税率为17%的出口货物, 出口退税率调整至16%。原适用11%税率且出口退税率为11%的出口货物、跨境应税行为, 出口退税率调整至10%。</p> <p>五、外贸企业2018年7月31日前出口的第四条所涉货物、销售的第四条所涉跨境应税行为, 购进时已按调整前税率征收增值税的, 执行调整前的出口退税率; 购进时已按调整后税率征收增值税的, 执行调整后的出口退税率。生产企业2018年7月31日前出口的第四条所涉货物、销售的第四条所涉跨境应税行为, 执行调整前的出口退税率。</p> <p>调整出口货物退税率的执行时间及出口货物的时间, 以出口货物报关单上注明的出口日期为准, 调整跨境应税行为退税率的执行时间及销售跨境应税行为的时间, 以出口发票的开具日期为准。</p>	<p style="text-align: center;">増値税税率調整に関する通知 财税[2018]32号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局:</p> <p>増値税制度を改善するため、ここに増値税税率調整の関連政策を以下の通り通知する:</p> <p>一、納税人が増値税課税販売行為或いは貨物輸入が発生する際に、従来 17%と 11%の税率を適用していた場合、それぞれ 16%と 10%に調整される。</p> <p>二、納税人が農産品を購入する際に、従来 11%の控除率を適用していた場合、10%に調整される。</p> <p>三、納税人が税率 16%の貨物を生産販売或いは委託加工するために農産品を購入する場合、12%の控除率に基づき仕入税額を計算する。</p> <p>四、従来 17%の税率を適用し且つ輸出還付税率が 17%の輸出貨物の場合、輸出還付税率は 16%に調整される。従来 11%の税率を適用し且つ輸出還付税率が 11%の輸出貨物、クロスボーダー課税行為の場合、輸出還付税率は 10%に調整される。</p> <p>五、対外貿易企業が 2018 年 7 月 31 日以前に第四条に関連する貨物を輸出、販売するクロスボーダー課税行為で、購入した時点で既に調整前の税率にて増値税が徴収された場合、調整前の輸出還付税率を執行する。購入した時点で既に調整後の税率で増値税が徴収された場合、調整後の輸出還付税率を執行する。生産型企業が 2018 年 7 月 31 日以前に第四条に関連する貨物を輸出、販売するクロスボーダー課税行為は、調整前の輸出還付税率を執行する。</p> <p>輸出貨物の還付税率調整の執行日と貨物の輸出日は輸出貨物通関証明書に記載された輸出日を基準とする。クロスボーダー課税行為の還付税率調整の執行日とクロスボーダー課税行為の販売日は輸出インボイスの発行日を基準とする。</p>

六、本通知自2018年5月1日起执行。此前有关规定与本通知规定的增值税税率、扣除率、出口退税率不一致的，以本通知为准。

七、各地要高度重视增值税税率调整工作，做好实施前的各项准备以及实施过程中的监测分析、宣传解释等工作，确保增值税税率调整工作平稳、有序推进。如遇问题，请及时上报财政部和税务总局。

财政部 税务总局
2018年4月4日

六、本通知は2018年5月1日より執行する。以前の関連規定と本通知に規定された増値税税率、控除率、輸出還付税率が不一致の場合、本細則を基準とする。

七、各地は増値税税率調整業務を高度に重視すべき、実施する前の各準備と実施中のモニター分析、宣伝解釈を適切に遂行し、増値税税率調整業務の平穩で秩序のある推進を確實に行う。問題のある場合、遅滞無く財政部と税務総局に報告すること。

財政部 税務総局
2018年4月4日

<p style="text-align: center;">关于统一增值税小规模纳税人标准的通知 财税〔2018〕33号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅(局)、国家税务局、地方税务局,新疆生产建设兵团财政局:</p> <p>为完善增值税制度,进一步支持中小微企业发展,现将统一增值税小规模纳税人标准有关事项通知如下:</p> <p>一、增值税小规模纳税人标准为年应征增值税销售额500万元及以下。</p> <p>二、按照《中华人民共和国增值税暂行条例实施细则》第二十八条规定已登记为增值税一般纳税人单位和個人,在2018年12月31日前,可转登记为小规模纳税人,其未抵扣的进项税额作转出处理。</p> <p>三、本通知自2018年5月1日起执行。</p> <p style="text-align: right;">财政部 税务总局 2018年4月4日</p>	<p style="text-align: center;">増値税小規模納税人標準統一に関する通知 財税[2018]33号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局</p> <p>増値税制度を改善し、中小零細企業の発展を更に支援するため、ここに増値税小規模納税人基準統一の関連政策を以下の通り通知する</p> <p>一、増値税小規模納税人の基準は年間課税売上高500万及びそれ以下</p> <p>二、「中華人民共和國増値税暫定条例実施細則」第二十八条に基づき増値税一般納税人として登記した企業と個人は2018年12月31日前に小規模納税人へ変更可能。未控除の仕入税額は会計上振替として処理する</p> <p>三、本通知は2018年5月1日より執行する</p> <p style="text-align: right;">財政部 税務総局 2018年4月4日</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどまり、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室